

令和7年8月

訪問看護ステーション開設者様

九州厚生局

訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告について

標記について、「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付保医発0305第7号）に基づき、届出を行った訪問看護ステーションは、毎年8月1日現在で届出書の記載事項等について報告を行うこととされています。

また、これに併せて、届出を行っていない訪問看護ステーションを含め、全ての訪問看護ステーションについて、褥瘡対策の実施状況についてご報告いただいているところです。

つきましては、「令和7年度 訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書」に該当項目をご記入の上、下記によりご提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出方法につきましては、郵送による提出のご協力をお願いいたします。

記

1 提出書類

「令和7年度 訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書」

なお、該当のない項目については、空欄のまま報告書を全て提出していただきますようお願いいたします。

また、各様式への押印は不要です。

2 提出期限

令和7年9月1日（月）までにご提出ください。（郵送必着）

3 問い合わせ先・提出先

九州厚生局各県事務所（福岡県は指導監査課）

基準の届出事項等に変更がある場合は、
今回提出する報告とは別に届出が必要です。

1. 基準の届出内容に変更がある場合は、届出が必要です。

基準の届出後に、届出内容と異なった事情が生じ、届出区分が変更となった場合には、遅滞なく届出を行う必要があります。

また、精神科訪問看護基本療養費に係る指定訪問看護を行う看護師等の異動等が行われた場合には「変更」の届出が必要です。

その他、届出に記載した看護師の異動等があった等による各種基準の「変更」の届出の可否について、ご不明な点がございましたら、九州厚生局各県事務所（福岡県は指導監査課）までお問い合わせください。

2. 届出基準を満たさなくなった場合は、届出が必要です。

届出基準を満たさなくなった場合は、遅滞なく届出を行う必要があります。

3. 管理者等の変更がある場合は、届出が必要です。

訪問看護ステーションの管理者等に変更がある場合は、変更の事由が生じたときから、10日以内に「訪問看護事業変更届」の届出が必要です。

※ 管理者以外の従業者の変更については届出が不要です。

4. 定例報告と別に報告が必要です。

○ ベースアップ評価料の賃金改善実績報告書（前年度における賃金改善の取組状況を別紙様式 11 別添 2 により毎年 8 月報告）

→令和 6 年度の実績について、令和 7 年 8 月中に保険医療機関の所在する県のベースアップ評価料の届出様式提出専用メールアドレス宛に、エクセルファイルを提出することにより報告してください。

詳細は九州厚生局HPをご確認ください。

ホームの青いバナー「令和 6 年度診療報酬改定（改定時集団指導、施設基準、疑義照会等）」をクリック > 訪問看護ステーションの基準に関する届出 > お知らせ内の「訪問看護ベースアップ評価料の届出についてはこちらをご参照ください。」をクリック>

○賃金改善実績報告書について

※ 基準の届出、訪問看護事業変更届、その他の情報につきましては、九州厚生局公式ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

業務内容 > 主な業務別情報 > 訪問看護事業者 > 2. 各種申請・届出

※ ご不明な点につきましては、九州厚生局各県事務所（福岡県は指導監査課）までお問い合わせください。

また、ホームページには「令和 7 年度定例報告に係る F A Q（よくある質問）」も掲載しておりますので、書類作成時の参考等にご活用ください。

記載上の注意

様式中の「受付番号」及び「ステーションコード」欄は、以下のとおり記入してください。

「受付番号」欄・・・・・・空欄としてください（記入不要）

「ステーションコード」欄・・・・・・7桁の指定通知書の番号